

ポンプ場・処理場施設（建築・建築設備）編

		工 種 名	
		建築・建築設備	
頁	改定趣旨	現 行	改 定
179	共通費積算基準の改定による修正	(共通費) 第5 共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については、「下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準」の定めによる。 (1) 共通仮設費 共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。 (2) 現場管理費 現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。 (3) 一般管理費等 一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益からなる。	(共通費) 第5 共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については、「下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準」の定めによる。 (1) 共通仮設費 共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。 (2) 現場管理費 現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。 (3) 一般管理費等 一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益等からなる。

			工 種 名	建築・建築設備
頁	改定趣旨	現 行	改 定	
180	原則の追記	(設計変更における工事費) 第7 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。	(設計変更における工事費) 第7 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、 <u>原則として</u> 当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。	

頁	改定趣旨	現	行
181	従業員給料手当の内容の明確化	1. 共通費の区分と内容 共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－1、表－2及び表－3の内容と付加利益を一式として計上する。 ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、原則として本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。	
		表－2 現場管理費	
		項 目	内 容
		労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
		租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
		保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
		従 業 員 給 料 手 当	現場従業員（元請企業の社員）の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与
		施 工 図 等 作 成 費	施工図等を外注した場合の費用
		退 職 金	現場従業員に対する退職金給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
		法 定 福 利 費	現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・ 現場従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・ 現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・ 建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福 利 厚 生 費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用		
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用		
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費		
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。		
そ の 他	会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用		

工 種 名	建築・建築設備																										
改 定																											
1. 共通費の区分と内容 共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－1、表－2並びに表－3及び表－4の内容を一式として計上する。 ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、原則として本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。 表－2 現場管理費 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>労 務 管 理 費</td><td>現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</td></tr><tr><td>租 税 公 課</td><td>工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用</td></tr><tr><td>保 険 料</td><td>火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料</td></tr><tr><td>従 業 員 給 料 手 当</td><td>現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与</td></tr><tr><td>施 工 図 等 作 成 費</td><td>施工図等を外注した場合の費用</td></tr><tr><td>退 職 金</td><td>現場従業員に対する退職金給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金</td></tr><tr><td>法 定 福 利 費</td><td>現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・ 現場従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・ 現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・ 建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金</td></tr><tr><td>福 利 厚 生 費</td><td>現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用</td></tr><tr><td>事 務 用 品 費</td><td>事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用</td></tr><tr><td>通 信 交 通 費</td><td>通信費、旅費及び交通費</td></tr><tr><td>補 償 費</td><td>工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用</td></tr></table>		項 目	内 容	労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用	租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用	保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料	従 業 員 給 料 手 当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与	施 工 図 等 作 成 費	施工図等を外注した場合の費用	退 職 金	現場従業員に対する退職金給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金	法 定 福 利 費	現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・ 現場従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・ 現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・ 建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金	福 利 厚 生 費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用	事 務 用 品 費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用	通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費	補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。	そ の 他	会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用
項 目	内 容																										
労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用																										
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用																										
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料																										
従 業 員 給 料 手 当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与																										
施 工 図 等 作 成 費	施工図等を外注した場合の費用																										
退 職 金	現場従業員に対する退職金給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金																										
法 定 福 利 費	現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・ 現場従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・ 現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・ 建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金																										
福 利 厚 生 費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用																										
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用																										
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費																										
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。																										
そ の 他	会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用																										

改定趣旨		現	行	改		定																																																																																			
182	役員報酬の内容の修正及び付加利益等の表の追加	表－3 一般管理費				表－3 一般管理費																																																																																			
		<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>役 員 報 酬</td><td>取締役及び監査役に要する報酬</td></tr><tr><td>従 業 員 給 料 手 当</td><td>本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）</td></tr><tr><td>退 職 金</td><td>本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）</td></tr><tr><td>法 定 福 利 費</td><td>本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額</td></tr><tr><td>福 利 厚 生 費</td><td>本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用</td></tr><tr><td>維 持 修 繕 費</td><td>建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等</td></tr><tr><td>事 務 用 品 費</td><td>事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費</td></tr><tr><td>通 信 交 通 費</td><td>通信費、旅費及び交通費</td></tr><tr><td>動 力 用 水 光 熱 費</td><td>電力、水道、ガス等の費用</td></tr><tr><td>調 査 研 究 費</td><td>技術研究、開発等の費用</td></tr><tr><td>広 告 宣 伝 費</td><td>広告、公告又は宣伝に要する費用</td></tr><tr><td>交 際 費</td><td>得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用</td></tr><tr><td>寄 付 金</td><td>社会福祉団体等に対する寄付</td></tr><tr><td>地 代 家 賃</td><td>事務所、寮、社宅等の借地借家料</td></tr><tr><td>減 価 償 却 費</td><td>建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却費</td></tr><tr><td>試 験 研 究 償 却 費</td><td>新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額</td></tr><tr><td>開 発 償 却 費</td><td>新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額</td></tr><tr><td>租 税 公 課</td><td>不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課</td></tr><tr><td>保 険 料</td><td>火災保険その他の損害保険料</td></tr><tr><td>契 約 保 証 費</td><td>契約の保証に必要な費用</td></tr><tr><td>雑 費</td><td>社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用</td></tr></table>	項 目	内 容	役 員 報 酬	取締役及び監査役に要する報酬	従 業 員 給 料 手 当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）	退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）	法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額	福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用	維 持 修 繕 費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等	事 務 用 品 費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費	通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費	動 力 用 水 光 熱 費	電力、水道、ガス等の費用	調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用	広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用	交 際 費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用	寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付	地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料	減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却費	試 験 研 究 償 却 費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額	開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額	租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課	保 険 料	火災保険その他の損害保険料	契 約 保 証 費	契約の保証に必要な費用	雑 費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用	<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>役 員 報 酬 等</td><td>取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）</td></tr><tr><td>従 業 員 給 料 手 当</td><td>本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）</td></tr><tr><td>退 職 金</td><td>本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）</td></tr><tr><td>法 定 福 利 費</td><td>本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額</td></tr><tr><td>福 利 厚 生 費</td><td>本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用</td></tr><tr><td>維 持 修 繕 費</td><td>建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等</td></tr><tr><td>事 務 用 品 費</td><td>事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費</td></tr><tr><td>通 信 交 通 費</td><td>通信費、旅費及び交通費</td></tr><tr><td>動 力 用 水 光 熱 費</td><td>電力、水道、ガス等の費用</td></tr><tr><td>調 査 研 究 費</td><td>技術研究、開発等の費用</td></tr><tr><td>広 告 宣 伝 費</td><td>広告、公告又は宣伝に要する費用</td></tr><tr><td>交 際 費</td><td>得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用</td></tr><tr><td>寄 付 金</td><td>社会福祉団体等に対する寄付</td></tr><tr><td>地 代 家 賃</td><td>事務所、寮、社宅等の借地借家料</td></tr><tr><td>減 価 償 却 費</td><td>建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却費</td></tr><tr><td>試 験 研 究 償 却 費</td><td>新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額</td></tr><tr><td>開 発 償 却 費</td><td>新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額</td></tr><tr><td>租 税 公 課</td><td>不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課</td></tr><tr><td>保 険 料</td><td>火災保険その他の損害保険料</td></tr><tr><td>契 約 保 証 費</td><td>契約の保証に必要な費用</td></tr><tr><td>雑 費</td><td>社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用</td></tr></table>	項 目	内 容	役 員 報 酬 等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）	従 業 員 給 料 手 当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）	退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）	法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額	福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用	維 持 修 繕 費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等	事 務 用 品 費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費	通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費	動 力 用 水 光 熱 費	電力、水道、ガス等の費用	調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用	広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用	交 際 費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用	寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付	地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料	減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却費	試 験 研 究 償 却 費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額	開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額	租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課	保 険 料	火災保険その他の損害保険料	契 約 保 証 費	契約の保証に必要な費用
項 目	内 容																																																																																								
役 員 報 酬	取締役及び監査役に要する報酬																																																																																								
従 業 員 給 料 手 当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）																																																																																								
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）																																																																																								
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額																																																																																								
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用																																																																																								
維 持 修 繕 費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等																																																																																								
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費																																																																																								
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費																																																																																								
動 力 用 水 光 熱 費	電力、水道、ガス等の費用																																																																																								
調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用																																																																																								
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用																																																																																								
交 際 費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用																																																																																								
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付																																																																																								
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料																																																																																								
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却費																																																																																								
試 験 研 究 償 却 費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額																																																																																								
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額																																																																																								
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課																																																																																								
保 険 料	火災保険その他の損害保険料																																																																																								
契 約 保 証 費	契約の保証に必要な費用																																																																																								
雑 費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用																																																																																								
項 目	内 容																																																																																								
役 員 報 酬 等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）																																																																																								
従 業 員 給 料 手 当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）																																																																																								
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）																																																																																								
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額																																																																																								
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用																																																																																								
維 持 修 繕 費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等																																																																																								
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費																																																																																								
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費																																																																																								
動 力 用 水 光 熱 費	電力、水道、ガス等の費用																																																																																								
調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用																																																																																								
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用																																																																																								
交 際 費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用																																																																																								
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付																																																																																								
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料																																																																																								
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却費																																																																																								
試 験 研 究 償 却 費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額																																																																																								
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額																																																																																								
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課																																																																																								
保 険 料	火災保険その他の損害保険料																																																																																								
契 約 保 証 費	契約の保証に必要な費用																																																																																								
雑 費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用																																																																																								
		表－4 付加利益等 法人税、都道府県民税、市町村民税等（表－3の租税公課に含むものを除く） 株主配当金 役員賞与（損金算入分を除く） 内部留保金 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用																																																																																							
2. 共通仮設費の算定		2. 共通仮設費の算定																																																																																							
(1) 共通仮設費は、表－1の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。 ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、発生材処分費を含まないものとする。		(1) 共通仮設費は、表－1の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。 ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、発生材処分費を含まないものとする。																																																																																							
(2) 共通仮設費率は、別表－1から別表－6によるものとする。 なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。		(2) 共通仮設費率は、別表－1から別表－6によるものとする。 なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。																																																																																							
(3) 当該共通仮設費率に含まれる内容は表－4及び表－5とする。		(3) 当該共通仮設費率に含まれる内容は表－5及び表－6とする。																																																																																							
		表－4 建築工事の共通仮設費率に含む内容 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>準 備 費</td><td>敷地整理（新営の場合）、その他の準備に要する費用</td></tr><tr><td>仮 設 建 物 費</td><td>監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし設計図書によるイメージアップ費用を除く。</td></tr><tr><td>工 事 施 設 費</td><td>場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。</td></tr><tr><td>環 境 安 全 費</td><td>安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用</td></tr><tr><td>動 力 用 水 光 熱 費</td><td>工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等</td></tr></table> 表－5 建築工事の共通仮設費率に含む内容 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>準 備 費</td><td>敷地整理（新営の場合）、その他の準備に要する費用</td></tr><tr><td>仮 設 建 物 費</td><td>監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし設計図書によるイメージアップ費用を除く。</td></tr><tr><td>工 事 施 設 費</td><td>場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。</td></tr><tr><td>環 境 安 全 費</td><td>安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用</td></tr><tr><td>動 力 用 水 光 熱 費</td><td>工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等</td></tr></table>						項 目	内 容	準 備 費	敷地整理（新営の場合）、その他の準備に要する費用	仮 設 建 物 費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし設計図書によるイメージアップ費用を除く。	工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。	環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用	動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等	項 目	内 容	準 備 費	敷地整理（新営の場合）、その他の準備に要する費用	仮 設 建 物 費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし設計図書によるイメージアップ費用を除く。	工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。	環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用	動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等																																																										
項 目	内 容																																																																																								
準 備 費	敷地整理（新営の場合）、その他の準備に要する費用																																																																																								
仮 設 建 物 費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし設計図書によるイメージアップ費用を除く。																																																																																								
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。																																																																																								
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用																																																																																								
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等																																																																																								
項 目	内 容																																																																																								
準 備 費	敷地整理（新営の場合）、その他の準備に要する費用																																																																																								
仮 設 建 物 費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし設計図書によるイメージアップ費用を除く。																																																																																								
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。																																																																																								
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用																																																																																								
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等																																																																																								

頁

改定趣旨

183

表番号の修正

現

行

表－5 建築機械設備工事及び建築電気設備工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。
屋 外 整 理 清 掃 費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

（４） 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行う。

（５） 建築工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事の発注において、通常の建物本体工事（以下「一般工事」という。）に、通常の建物本体工事に含まれない表－6に示す工事等（以下「その他工事」という。）を含ませて発注する場合、別途共通仮設費を算定する。

表－6 その他工事

特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事
取り壊し工事、造園工事、舗装工事
昇降機設備工事
実験機器（ドラフトチャンパー類）
分析ガス設備工事
さく井設備工事
水質測定試験機器
電波障害防除設備工事

改

定

表－6 建築機械設備工事及び建築電気設備工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。
屋 外 整 理 清 掃 費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

（４） 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行う。

（５） 建築工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事の発注において、通常の建物本体工事（以下「一般工事」という。）に、通常の建物本体工事に含まれない表－7に示す工事等（以下「その他工事」という。）を含ませて発注する場合、別途共通仮設費を算定する。

表－7 その他工事

特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事
取り壊し工事、造園工事、舗装工事
昇降機設備工事
実験機器（ドラフトチャンパー類）
分析ガス設備工事
さく井設備工事
水質測定試験機器
電波障害防除設備工事

		工 種 名		建築・建築設備
頁	改定趣旨	現	行	改 定
187	付加利益等の表の追加による語句の修正	4. 一般管理費等の算定 (1) 一般管理費等は、表－3 の内容と付加利益について、工事原価に対する比率により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。 (2) 一般管理費等率は、別表－1 3 から別表－1 5 による。 (3) その他工事を単独で発注する場合並びに建築機械設備工事及び建築電気設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。 (4) 設計変更における一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。 ただし、設計変更については、契約保証費にかかる補正を行わない。		4. 一般管理費等の算定 (1) 一般管理費等は、表－3 及び表－4 の内容について、工事原価に対する比率により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。 (2) 一般管理費等率は、別表－1 3 から別表－1 5 による。 (3) その他工事を単独で発注する場合並びに建築機械設備工事及び建築電気設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。 (4) 設計変更における一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。 ただし、設計変更については、契約保証費にかかる補正を行わない。

頁		改定趣旨		現 行				改 定									
188	一般管理費等率算定式の見直し	別表－１３ 一般管理費等率 建築工事						別表－１３ 一般管理費等率 建築工事									
		工事原価		5百万円以下		5百万円を超え30億円以下		30億円を超える		工事原価		5百万円以下		5百万円を超え30億円以下		30億円を超える	
		一般管理費等率		11.26%		一般管理費等率算定式により算定された率		8.41%		一般管理費等率		17.24%		一般管理費等率算定式により算定された率		8.43%	
		算定式 G _p ＝15.065－1.0289×log（C _p ） ただし、G _p ：一般管理費等率（％） C _p ：工事原価（千円） 注1． G _p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。						算定式 G _p ＝28.978－3.173×log（C _p ） ただし、G _p ：一般管理費等率（％） C _p ：工事原価（千円） 注2． G _p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。									
				別表－１４ 一般管理費等率 建築機械設備工事						別表－１４ 一般管理費等率 建築機械設備工事							
		工事原価		3百万円以下		3百万円を超え20億円以下		20億円を超える		工事原価		3百万円以下		3百万円を超え20億円以下		20億円を超える	
		一般管理費等率		11.20%		一般管理費等率算定式により算定された率		7.52%		一般管理費等率		16.68%		一般管理費等率算定式により算定された率		8.07%	
		算定式 G _p ＝15.741－1.305×log（C _p ） ただし、G _p ：一般管理費等率（％） C _p ：工事原価（千円） 注1． G _p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。						算定式 G _p ＝27.283－3.049×log（C _p ） ただし、G _p ：一般管理費等率（％） C _p ：工事原価（千円） 注2． G _p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。									
		別表－１５ 一般管理費等率 建築電気設備工事						別表－１５ 一般管理費等率 建築電気設備工事									
		工事原価		3百万円以下		3百万円を超え20億円以下		20億円を超える		工事原価		3百万円以下		3百万円を超え20億円以下		20億円を超える	
		一般管理費等率		11.80%		一般管理費等率算定式により算定された率		7.35%		一般管理費等率		17.49%		一般管理費等率算定式により算定された率		8.06%	
		算定式 G _p ＝17.286－1.577×log（C _p ） ただし、G _p ：一般管理費等率（％） C _p ：工事原価（千円） 注1． G _p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。						算定式 G _p ＝29.102－3.340×log（C _p ） ただし、G _p ：一般管理費等率（％） C _p ：工事原価（千円） 注2． G _p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。									

工 種 名			建築・建築設備		
頁	改定趣旨	現	行	改	定
190	一般管理費等の算定内容の明確化	5. 一般管理費等の算定 (1) 一般管理費等を算定する場合は、次式により計算する。 一般管理費等＝（工事原価×一般管理費等率）＋積み上げによる一般管理費等 なお、契約保証費については、 <u>工事原価に本解説別表－１による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に</u> 加算する。ただし、設計変更においては補正を行わない。		5. 一般管理費等の算定 (1) 一般管理費等を算定する場合は、次式により計算する。 一般管理費等＝（工事原価×一般管理費等率）＋積み上げによる一般管理費等 なお、契約保証費については、本解説別表－１による <u>補正值</u> を加算する。ただし、設計変更においては補正を行わない。	

下水道用設計標準歩掛表の一部改定			第 2 巻	ポンプ場・処理場編	工 種 名	機械設備														
頁	改定趣旨	現 行	改 定																	
191	表名の修正及び項目の追加	別表－1 契約保証費に関する一般管理費等率の補正值 <table><tr><th>内 容</th><th>補 正 値 (%)</th></tr><tr><td>保証の方法 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第 4 条を採用する場合)</td><td>0.04</td></tr><tr><td>保証の方法 2：上記以外の場合</td><td>補正しない</td></tr></table> 注) 契約保証のうち、保証の方法 2 の具体例は以下のとおり。 ① 予算決算及び会計令第100条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合 ② 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる場合	内 容	補 正 値 (%)	保証の方法 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第 4 条を採用する場合)	0.04	保証の方法 2：上記以外の場合	補正しない	別表－1 契約保証費率 <table><tr><th>内 容</th><th>補 正 値 (%)</th></tr><tr><td>保証の方法 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第 4 条を採用する場合)</td><td>0.04</td></tr><tr><td>保証の方法 2：発注者が役務的保証を必要とする場合</td><td>0.09</td></tr><tr><td>保証の方法 3：上記以外の場合</td><td>補正しない</td></tr></table> 注) 契約保証のうち、保証の方法 3 の具体例は以下のとおり。 ① 予算決算及び会計令第100条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合 ② 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる場合				内 容	補 正 値 (%)	保証の方法 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第 4 条を採用する場合)	0.04	保証の方法 2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09	保証の方法 3：上記以外の場合	補正しない
		内 容	補 正 値 (%)																	
保証の方法 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第 4 条を採用する場合)	0.04																			
保証の方法 2：上記以外の場合	補正しない																			
内 容	補 正 値 (%)																			
保証の方法 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第 4 条を採用する場合)	0.04																			
保証の方法 2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09																			
保証の方法 3：上記以外の場合	補正しない																			

		工 種 名	建築・建築設備
頁	改定趣旨	現 行	改 定
213	面積補正係数算出方法の見直し	1. 建築工事 揚重機械器具 (1) 揚重機械器具に要する費用は次式により算出する。 揚重機械器具費＝〔存置日数（計画数量）〕×〔機械器具リース料（円/日）〕 (2) 揚重機械器具（荷揚げ機械）の機種、規格は、建物の種類・形状、作業条件等により検討して定めるものとする。 (3) RC造一般建物の場合 イ 存置日数は、構造関係、仕上り関係並びに地下階、地上階及び塔屋に区分し表-1 の標準存置日数から次式により算出し合計を、少数点以下1位を切り上げ整数止めとする。 存置日数＝面積補正対象日数×面積補正係数＋固定日数 ロ 地下階及び地上階の面積補正係数は次式により算出して、少数点以下3位を四捨五入し少数点以下2位止めとする。 面積補正係数＝建築面積／750m² ハ 塔屋階の面積補正係数は次になるものとし、対象面積は塔屋1階の床面積とする。 面積補正係数＝対象面積 100 m²未満：1.00、100～300 m²未満：1.33、300～500 m²未満：1.70 ニ 塔屋階は仕上り関係の存置日数を計上しないものとする。 ホ 構造関係は6階建相当の高さ場合及び仕上り関係は4階建相当の高さの場合は、別途考慮する。 ヘ 仕上りが少ない建物及び吹抜けが多い建物は存置日数の補正を考慮する。	1. 建築工事 揚重機械器具 (1) 揚重機械器具に要する費用は次式により算出する。 揚重機械器具費＝〔存置日数（計画数量）〕×〔機械器具リース料（円/日）〕 (2) 揚重機械器具（荷揚げ機械）の機種、規格は、建物の種類・形状、作業条件等により検討して定めるものとする。 (3) RC造一般建物の場合 イ 存置日数は、構造関係、仕上り関係並びに地下階、地上階及び塔屋に区分し表-1 の標準存置日数から次式により算出し合計を、少数点以下1位を切り上げ整数止めとする。 存置日数＝面積補正対象日数×面積補正係数＋固定日数 ロ 地下階及び地上階の面積補正係数は次式により算出して、少数点以下3位を四捨五入し少数点以下2位止めとする。 <u>建築面積は基準階面積とし、500 m²未満の場合は500 m²とする。</u> 面積補正係数＝建築面積／750m² ハ 塔屋階の面積補正係数は次になるものとし、対象面積は塔屋1階の床面積とする。 面積補正係数＝対象面積 100 m²未満：1.00、100～300 m²未満：1.33、300～500 m²未満：1.70 ニ 塔屋階は仕上り関係の存置日数を計上しないものとする。 ホ 構造関係は6階建相当の高さ場合及び仕上り関係は4階建相当の高さの場合は、別途考慮する。 ヘ 仕上りが少ない建物及び吹抜けが多い建物は存置日数の補正を考慮する。